

相続手続（預金・貸金庫等）のご案内

当金庫の相続（預金等）手続は、おおむね次のような流れとなります。

この「ご案内」はモデルケースを記載しているため、今回お申し出の手続きにおいては、記載内容と異なる場合もありますので、あらかじめお含みおきください。

1. 相続手続の流れ

相続手続の流れ	手続の内容	
	相続人さま	旭川信用金庫
1. 相続のお申し出	① 亡くなられた方名義の通帳・証書等をご準備ください。 ② 手続のためにご用意いただく書類等をご確認ください。 なお、手続の途中で新たな書類が必要となる場合もあります。 ③ ご来店者の本人確認書類（運転免許証または健康保険証等） ※ 確認させていただく場合があります。	① 亡くなられた方名義の口座に対し、入出金停止の登録をします。 ② 手続に必要と思われる書類をお渡しし、ご準備いただく書類等をお知らせします。
2. 書類の準備 (すべて、原本(正本)をご用意ください。 当金庫でコピーさせていただきます。)	次の「ご用意いただく書類等」でご確認ください。	
3. 書類の確認	① 書類がそろった時点で、事前に電話連絡をお願いいたします。 ② ご準備された書類をご持参ください。	① 書類の内容を確認させていただきます。 ◆ 確認に、若干日数をいただきます。 確認後、こちらからご連絡いたします。
4. 相続処理	① 亡くなられた方名義の通帳・証書等をご持参ください。 ② 相続人代表者(代理人)の実印をご持参ください。 ③ 相続分をご入金・お振込される場合は、その通帳をご持参ください。	① 届出書に記載された、お取り扱い内容にて、相続手続を行います。

2. ご用意いただく書類等

(1) 手続方法の分類

相続手続の方法により、ご提出していただく書類等が異なりますので、それぞれのパターンごとの書類等をご準備願います。

相続手続の方法	パターン番号
法定相続(単独相続を含む)	ア
協議分割(遺産分割協議書作成なし)	イ
協議分割(遺産分割協議書作成済み)	ウ
共同相続人の協議により全員が一括して払戻を受ける。	エ
遺言公正証書(遺言執行者あり)	オ
遺言公正証書(遺言執行者なし)	カ
遺言書(公正証書以外、遺言執行者あり)	キ
遺言書(公正証書以外、遺言執行者なし)	ク
家庭裁判所の調停	ケ
家庭裁判所の審判	コ
貸金庫のご利用	サ

(2) 相続届関連

書類等の名称	補 足	前記(1)のパターン番号										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
相続関係届出書(預金用)兼委任状(当金庫所定)	署名・実印押捺者は、下記相続人等の印鑑証明書提出者 ただし、ウの場合は承継人全員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
被相続人の戸籍(除籍)謄本(戸籍全部事項証明書を含む)	出生から死亡まで連続しているもの 死亡の記載あるもの	○	○	○	○							※
相続人全員の戸籍謄(抄)本(戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書を含む)	代襲相続時は、その方の親の謄本(出生から死亡まで連続しているもの)も必要	○	○	○	○							※
相続人等の印鑑証明書	相続人全員のもの 遺言執行者のもの 当金庫にかかる承継人全員のもの	○	○	○	○							※
遺産分割協議書	相続人全員の署名・実印押印のもの			○								※
遺言公正証書	正本または謄本					○	○					※
遺言書	遺言公正証書以外の場合							○	○			※
遺言書検認調書または検認済証明書	遺言公正証書以外の場合							○	○			※
家庭裁判所の遺言執行者選任審判書謄本	家庭裁判所が遺言執行者を選任している場合					○	○					※
家庭裁判所の調停調書謄本										○		※
家庭裁判所の審判書謄本および審判確定証明書											○	※
上記相続人等の印鑑証明書提出者以外の方が代理人となる場合	委任者の実印を押捺した委任状および代理人の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
払戻請求書(当金庫所定)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
領収書(当金庫所定)	現金でお支払いする場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
印鑑票	預金・積金の名義を変更する場合	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
貸金庫開扉依頼書	収容物確認・遺言書引取の場合											○
貸金庫相続手続依頼書	貸金庫解約・収容物引取の場合											○

(注1) パターン番号「サ」の「※」印は、相続手続の方法によりご準備していただく書類が異なります。

(注2) 戸籍謄本は連続していますか。

『分籍の届出により～』『婚姻の届出により～』『～に転籍の届出』『昭和32年法務省令第27号により昭和○年○月○日改製につき昭和○年○月○日日本戸籍編成』とある謄本は、それぞれ『分籍前』『転籍前』『改製原戸籍』謄本もご用意ください。

(3) 取引関連

取引種別	内 容
□ 預金の取引	・お取引すべての預金通帳・証書、キャッシュカードなど (総合口座、普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金など) ・当座預金の場合は、未使用の小切手・手形用紙をご返却ください。
□ 口座振替ご契約	・ご解約・ご新規扱いになりますので、領収書等とご新規口座の届出印鑑をご持参ください。
□ カードローン取引	・カードローンカード
□ 貸金庫のご利用	・貸金庫取引解約届、貸金庫鍵
□ 夜間金庫のご利用	・夜間金庫鍵等および預入袋、夜間金庫解約届
□ 融資・ローンのご利用	・融資窓口にご相談ください。
□ 当金庫の出資会員	・出資証券、出資払戻請求書(当金庫よりお渡しいたします。) ・出資申込書(相続人が出資を引き継ぐ場合、当金庫よりお渡しいたします。)